

# 令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

外務省 第2次回答

整理番号 (管理番号	68 68 )
---------------	------------

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	<input checked="" type="radio"/>
---------------------------	----------------------------------

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

## 提案事項(事項名)

政府調達に関する協定の対象となる調達案件に係る公示方法の見直し

## 提案団体

千葉県、三重県

## 制度の所管・関係府省

総務省、外務省

## 求める措置の具体的な内容

政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)附属書Ⅲに規定されている「県報又は市報に相当するもの」の解釈を明確化すること又は附属書Ⅲを改正することにより、県報ではなく電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示で足りることとする。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度】

政府調達に関する協定に基づき、一定金額以上の調達案件については、調達内容や契約結果の概要を、条約の附属書Ⅲに定められた媒体により公示しなければならないとされている。

この附属書Ⅲに掲げる事項は、条約の締約国が定めるものであり、県等の地方機関については以下のいずれかのもの(紙面又は電子的媒体)とされている。

- ・県報 (原文:Kenpō)
- ・市報 (原文:Shihō)
- ・県報又は市報に相当するもの (原文:Or their equivalents)

当県においては、上記のうち県報に掲載することで所定の公示を行っているところである。

### 【支障事例】

政府調達に関する協定の対象となる調達案件(以下「特定契約」という。)については、県報に掲載して概要を公示しているが、特定契約の概要や契約結果は電子調達システムでも公示していることから、調達担当課にとって二重の手間となっている。

また、県報への掲載に当たっては、調達担当課と県報担当課との間で十分な調整(書式の厳守、掲載日の10営業日前までの入稿など)が不可欠であり、双方にとって過大な負担となっている。

### 【支障の解決策】

政府調達に関する協定附属書Ⅲに規定されている「県報又は市報に相当するもの」の解釈を明確化すること又は附属書Ⅲを改正することにより、県報ではなく電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示で足りることとする。

### 【参考】

当県における特定調達公告件数(暦年)※近年は増加傾向

令和4年:373件 令和3年:369件 令和2年:305件

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調達手続の効率化

## 根拠法令等

政府調達に関する協定第7条、附属書Ⅲ  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、熊本市、鹿児島市

○当市においても同様の運用としており、紙媒体での公示関係事務の省略が叶えば負担軽減となるため、国通知などでの「県報又は市報に相当するもの」の解釈の明確化は望ましい。

## 各府省からの第1次回答

WTO政府調達協定では、紙面又は電子的媒体による調達計画の公示が認められており、別紙＜参考＞のとおり調達計画の公示において満たすべき要件が定められています。そのため、仮に県報に相当するものとして、電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示とする場合についても、電子調達システム等ウェブサイトが県報と同様に当該要件を満たすものである必要があります。具体的には、当該の電子調達システム等ウェブサイトが調達に関心を有する者に広く周知されていること、電子調達システム等ウェブサイトで調達計画の公示を公衆が容易に閲覧することができる（例えば、容易に場所を見つけ、簡単に操作できる）等が確保されている必要があります。また、電子調達システム等ウェブサイトに掲載される公示の内容及び期間についても、現在県報で行っている公示と同様に、WTO政府調達協定及び政府調達に関する規定を有するその他の経済連携協定等の国際約束を遵守する必要があります。（別紙あり）

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子調達システム等ウェブサイトへの掲載により公示する場合において、WTO政府調達協定に基づいて満たすべき要件の概要については理解した上で、第1次回答における「調達に関心を有する者に広く周知されている」「容易に場所を見つけ、簡単に操作できる」といった文言のみでは、実際に各自治体が運用するウェブサイトが当該要件を満たしているか否かの判断基準が不明瞭であるため、具体的に「要件を満たす基準」について御教示いただきたい。

また、「電子調達システム等ウェブサイトへの掲載のみによる公示とする場合」における要件についての記述は、提案団体が求めている「県報又は市報に相当するもの（原文：Or their equivalents）」の解釈の明確化としては十分ではなく、WTO政府調達協定に基づく公示が電子調達システム等ウェブサイトのみで足りると解してよいかという点に言及されていない。

以上のことから、以下2点について関係府省の見解を示すことで多くの自治体において調達業務の効率化を実現することにつながるものであるから、是非、文書にて御教示願いたい。

(1) WTO政府調達協定に基づく調達計画の公示において満たすべき要件を満たす電子調達システム等ウェブサイトは、県報又は市報に相当するものであり、県報等への公示に代えて当該ウェブサイト上での公示のみで足りるものと解してよいか。

(2) 要件を具備するウェブサイト上での公示のみでよいと解する場合、当該要件を通知等において具体的な事例を含めて明確化していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサ

サービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答の別紙＜参考＞で示した調達計画の公示における要件を満たす限り、県報又は市報に代えて、公示を電子的媒体により行うことは可能である。

要件を具備するウェブサイト上での公示の具体的な事例については、インターネット版官報における、我が国の中央政府の機関による政府調達の公示を参照いただきたい。特に、WTO政府調達協定第7条3により、調達機関は公示の概要をWTOのいずれかの公用語（英語、フランス語又はスペイン語）で公表することとなっているが、この公示の概要の作成に当たってもインターネット版官報の事例が参考になると考える。